

# 探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正等について

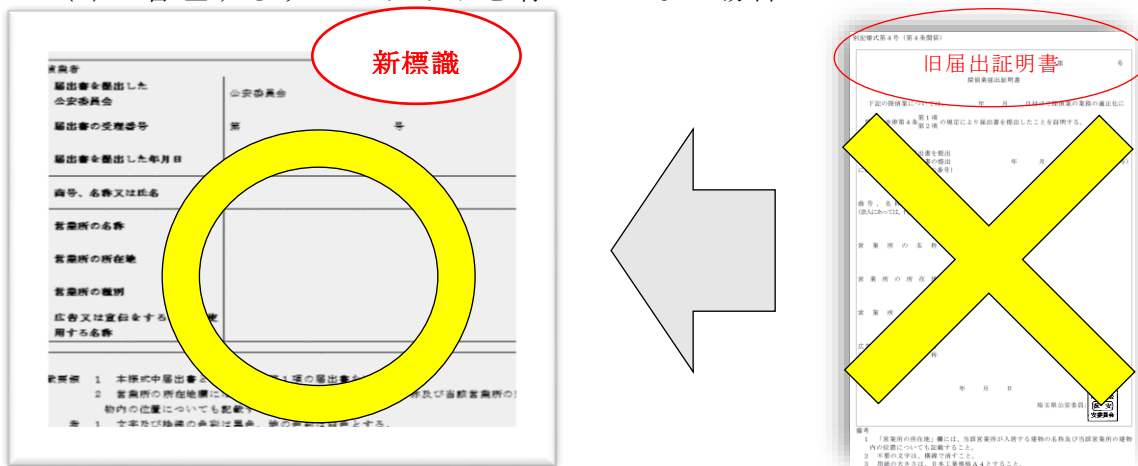
## 1 概要

これまで公安委員会から交付されていた届出があったことを証する書面（届出証明書）が廃止され標識に変わります。

標識は、営業所の見やすい場所に掲示するとともに、各業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。（※）

（※）つぎのいずれかに該当する場合はウェブサイトの掲載義務が課されません

- (1) 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- (2) 管理するウェブサイトを有していない場合



## 2 事業者が対応すること

- (1) 標識を作成し、営業所の見やすいところに掲示する。
  - ① 標識のデータは、事業者の方が都道府県警察のウェブサイト等からダウンロードして作成してください。ウェブサイトを閲覧できない場合等は主たる営業所を管轄する警察署に御相談ください。
  - ② 現在交付され、営業所に掲示している届出があったことを証する書面（届出証明書）は令和6年3月31日まで掲示していただく必要があります。令和6年4月1日以降は効力を失いますので、事業者の方が廃棄する等適切に管理してください。（警察署に返納していただく必要はありません。）
- (2) 標識をウェブサイトに掲載する。

作成した標識を画像データに変換した上で、トップページの見やすい箇所に掲載してください。

ここでいうウェブサイトにはSNSは含まれません。（SNSで掲載したとしても、義務を履行したことにはなりません。）

## 3 留意事項

- (1) 届出があったことを証する書面（届出証明書）の廃止に伴い、再交付の手続が不要となります。
- (2) 標識の記載事項が変わる変更届出をした際は、標識の更新をお願いします。
- (3) 届出があったことを証する書面（届出証明書）を廃棄する場合は、確実な裁断をお願いします。